

令和 6 年度 指定管理者監査結果報告書

第 1 監査の概要

- 1 監査の種類 地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく指定管理者監査
- 2 監査の対象
 - (1)公 の 施 設 羽村市弓道場
 - (2)指定管理者 特定非営利活動法人 羽村市スポーツ協会
 - (3)所 管 課 生涯学習部スポーツ推進課、総務部契約管財課
- 3 監査の範囲 令和 4 年度・令和 5 年度に執行された公の施設に係る会計処理等に関する事務並びにその他関連する事務事業の執行状況
- 4 監査の期間 令和 6 年 12 月 2 日(月)から令和 6 年 12 月 27 日(金)まで
(説明聴取日 令和 6 年 12 月 13 日(金))
- 5 監査の主眼 **【所管課】**
 - (1)指定管理者制度を導入した目的及び趣旨が達成されているか。
 - (2)指定管理者の指定は公正・適正に行われているか。
 - (3)協定等の締結は適正に行われているか。
 - (4)指定管理者が利用料金を定めている場合は、その料金が合理的なものになっているか。また、その承認手続きは適正に行われているか。
 - (5)指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
 - (6)業務の履行確認は実績報告書により適切になされているか。
 - (7)協定書・仕様書に記載すべきものが記載されているか。
 - (8)指定管理者とともに当該施設における財務上のリスクを識別し、そのリスクを防止・回避するための対策等が講じられているか。また、リスク防止対策等は、適宜、適切に見直しが行われているか。**【指定管理者】**
 - (1)施設の管理運営及び財産の管理は適切に行われているか。
 - (2)事業の執行は協定書等の目的及び仕様書のとおり実施されているか。
 - (3)会計処理は適正に行われているか。
 - (4)出納関係の諸帳簿の整備は適切に行われているか。
 - (5)利用料金の設定等は適正になされているか。
 - (6)収納事務は適正に行われているか。
 - (7)利用促進のための努力はなされているか。
- 6 監査の方法 監査にあたっては、「5 監査の主眼」に基づき、書類審査、説明聴取、質疑応答及び実地監査等を実施した。

第2 監査の結果

1 対象施設の概要

- (1) 名 称 羽村市弓道場
- (2) 所 在 地 羽村市小作台四丁目2番地8
- (3) 開 設 平成17年4月1日
- (4) 規 模
 - ①敷地面積 1,598.62 m²
 - ②床面積 232.2 m² (建物面積 197.9 m²)
 - ③建物構造 鉄骨造平屋建
 - ④建物概要 射場、的場(5人立)、会議室、男女更衣室、湯沸室、倉庫、トイレ
- (5) 指定管理者制度による管理運営委託

羽村市弓道場は、平成17年4月1日から指定管理者制度を導入し、次の指定期間で指定管理者が施設の管理運営を行っている。

①指定期間

- ア 第1期 平成17年4月1日～平成19年3月31日(2年)
指定管理者：特定非営利活動法人羽村市体育協会
- イ 第2期 平成19年4月1日～平成23年3月31日(4年)
指定管理者：特定非営利活動法人羽村市体育協会
- ウ 第3期 平成23年4月1日～平成27年3月31日(4年)
指定管理者：特定非営利活動法人羽村市体育協会
- エ 第4期 平成27年4月1日～平成31年3月31日(4年)
指定管理者：特定非営利活動法人羽村市体育協会
- オ 第5期 平成31年4月1日～令和5年3月31日(4年)
指定管理者：特定非営利活動法人羽村市体育協会
- カ 第6期 令和5年4月1日～令和9年3月31日(4年)
指定管理者：特定非営利活動法人羽村市体育協会
※特定非営利活動法人羽村市体育協会は、令和6年4月1日に特定非営利活動法人羽村市スポーツ協会に名称変更。

2 指定管理者の選定

(1) 選定の経緯

羽村市弓道場(以下「弓道場」という。)は、その設置目的を効果的に達成するため、平成17年4月1日から指定管理者制度を導入している。

指定管理者制度による管理運営委託期間は、1の(5)に記すとおりであり、第5期の指定期間が満了するにあたり、引き続き指定管理者制度を導入することとし、以下の経緯のとおり、特定非営利活動法人 羽村市体育協会を指定管理者に選定した。

①選定等の経緯

令和4年7月4日	羽村市行政改革推進本部会議の開催
令和4年8月15日	広報はむら・市公式サイトに応募要領等掲載
令和4年9月26日	申請受付開始
令和4年10月5日	申請受付終了
令和4年11月1日	羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会の開催
令和4年12月9日	令和4年第6回羽村市議会（定例会）において、「羽村市弓道場の指定管理者の指定について」原案可決
令和5年3月28日	協定書締結
令和5年4月1日	指定管理者による第6期の管理運営開始

(2)教育委員会と指定管理者との協定書の主な内容

市民サービスの向上と経費の縮減を図るために、教育委員会は「特定非営利活動法人 羽村市体育協会」と協定書を締結した。

協定書に定める教育委員会と指定管理者の主な役割分担等は、次のとおりである。

①指定管理者の指定の意義（協定書第2条）

指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる指定管理者の能力を活用しつつ、広く市民の健全な利用に供し、市民のスポーツの普及振興を図り、もって市民の健康で文化的な生活の向上に寄与することにある。

②指定期間（協定書第7条）

指定期間は、令和5年4月1日から令和9年3月31日までとする。

③指定管理者の業務の範囲（協定書第8・9条）

【本業務】

- ア 弓道場条例第3条各号に掲げる事業に係る業務
- イ 弓道場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ウ 弓道場の使用の承認、不承認及び使用承認の取消し等に関する業務
- エ 弓道場の利用料金の収納、減免及び返還に関する業務
- オ 市民スポーツの普及振興及び体力づくりの推進のため実施する事業に関する業務
- カ その他、弓道場の管理に関し教育委員会が必要と認める業務

【自主事業】

- ア 弓道場条例に定める設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、教育委員会との協議を経て事前に許可を受けたものの中から、指定管理者が自己の責任と費用により実施する事業

④教育委員会の業務の範囲（協定書第10条）

- ア 不払い利用料金の徴収業務
- イ 管理施設の目的外使用許可・占用許可
- ウ 不服申立てに対する決定

⑤管理備品の貸与等（協定書第25条）

教育委員会は管理備品を無償で指定管理者に貸与するものとする。

⑥指定管理委託料の支払い（協定書第 32 条）

教育委員会は、指定管理業務の対価としての指定管理委託料を支払わないものとする。

⑦利用料金収入の取扱い（協定書第 33 条）

指定管理者は、利用料金を指定管理者の収入として、収受することができる。

⑧保険（協定書第 38 条）

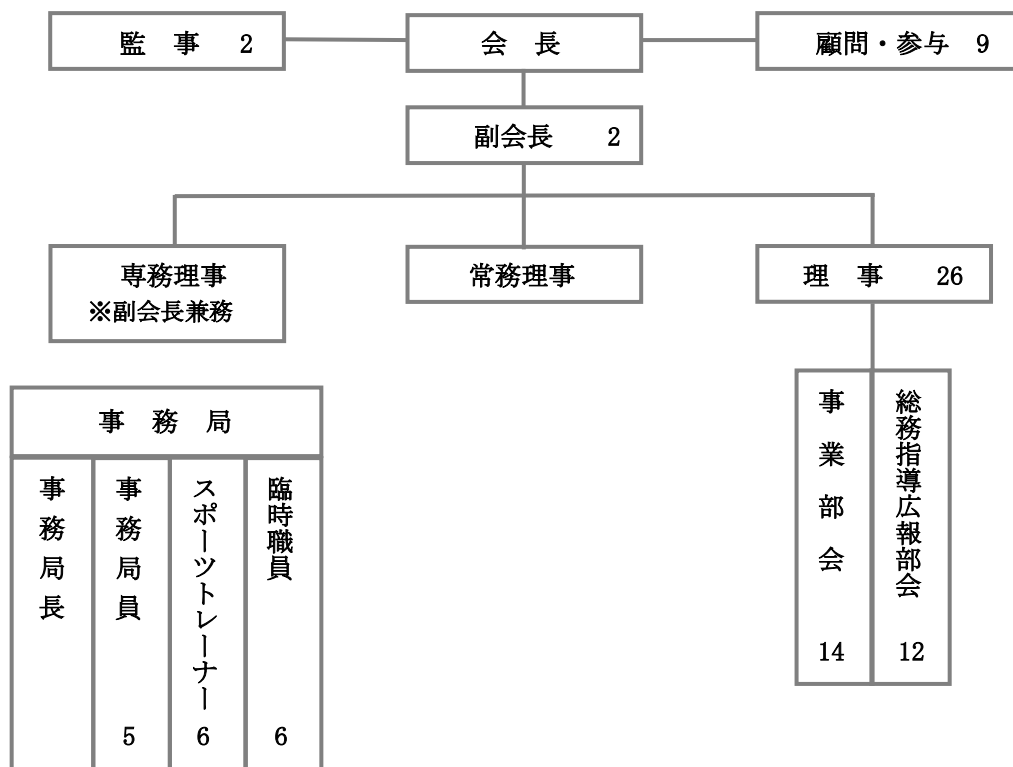
- ア 火災保険（教育委員会付保）
- イ 施設賠償責任保険（教育委員会付保）
- ウ 損害賠償責任保険（指定管理者付保）

3 事業概要

(1) 組 織

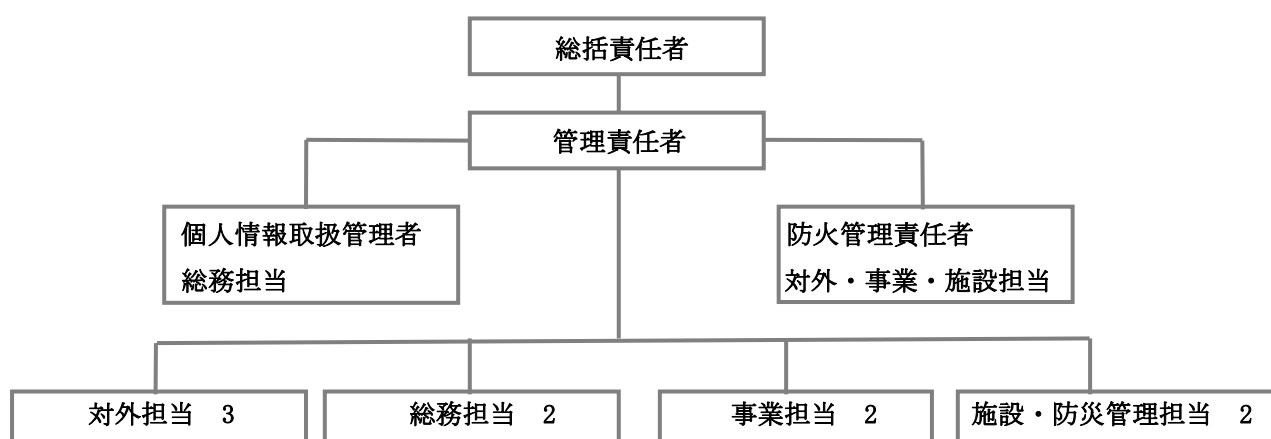
弓道場の管理運営は前述のとおり、特定非営利活動法人 羽村市スポーツ協会が行っており、組織体制は以下のとおりである。

【特定非営利活動法人 羽村市スポーツ協会】



※数字は人数であり、未記入は 1 名である。

【弓道場指定管理体制】



※数字は人数であり、未記入は1名である。

(2) 事業の内容

弓道場は、市民のスポーツの普及振興を図り、健康で文化的な生活の向上に資することを目的として設置され、指定管理者として特定非営利活動法人 羽村市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）がおおもとで受けており、その組織のうちの一つである羽村市弓道会（以下「弓道会」という。）が主となり、スポーツ協会と弓道会が一体となって管理運営している。

用途としては、一般市民の使用と弓道教室及び競技会等の開催のほか、教育委員会が必要と認める事業である。

指定管理者の主な業務については、弓道場の施設及び設備の維持管理に関すること、使用の承認・不承認及び使用承認の取消し等に関すること、利用料金の収納・減免及び返還に関すること、市民スポーツの普及振興及び体力づくりの推進のため実施する事業に関することである。

事業の方針には、「武道として忍耐力や精神力を培い、青少年の心身の健全な発達に大きな効果が期待できる」として、市民一般に広く弓道を普及・推進することが掲げられている。年2回（2期）の「初心者弓道教室」、羽村市総合体育大会弓道大会、月例射会、納射会、新年初射会等を開催するとともに、愛好会や市内小・中学校等への働きかけ及び広報活動を積極的に行うなど、併せて利用率の向上にも取り組んでいる。

【第1表】令和4年度実施事業

期 日	事 業 名	実施回数	参加者	備 考
5月7日～28日	春季初心者弓道教室	7回	11人	参加者のうち7人が弓道会へ入会
7月28日	夏休み中学生弓道教室	1回	6人	
—	秋季初心者弓道教室	—	—	新型コロナウイルス感染症の影響により中止

—	小作台小学校クラブ活動	—	—	新型コロナウイルス感染症の影響により中止
---	-------------	---	---	----------------------

【第2表】令和5年度実施事業

期 日	事 業 名	実施回数	参加者	備 考
5月6日～27日	春季初心者弓道教室	7回	12人	参加者のうち5人が弓道会へ入会
9月30日～10月21日	秋季初心者弓道教室	7回	11人	参加者のうち8人が弓道会へ入会

(3) 施設利用者数の状況

弓道場の施設利用者数の状況は、第3表のとおりである。

指定管理者制度の第5期の最終年度である令和4年度の施設利用者状況（射場）は、7,757人で前年度（令和3年度）の6,450人と比べて1,307人（20.3%）増加し、会議室の利用は10人で前年度の146人と比べて136人（93.2%）減少している。

また、指定管理者制度第6期に移行した令和5年度の施設利用状況（射場）は、7,098人で前年度（令和4年度）の7,757人と比べて659人（8.5%）減少している。会議室は前年度比で86人（860.0%）増の96人となっている。

なお、令和元年度からの過去5年間をみると、新型コロナウイルス感染拡大の影響により令和2年度に前年度と比べて利用者が約3千人減った後、徐々に利用者数が増えているものの、令和5年度においてもコロナ禍前の水準に回復できていない状況にあり、6千人から9千人の間で推移している。

【第3表】施設利用者数の状況

（単位：人）

	令和3年度		令和4年度		前年度比較		令和4年度		令和5年度		前年度比較	
	個人	貸切	個人	貸切	個人	貸切	個人	貸切	個人	貸切	個人	貸切
施 設	5	6,445	94	7,663	89	1,218	94	7,663	65	7,033	△29	△630
会議室	146		10		△136		10		96		86	
合 計	6,596		7,767		1,171		7,767		7,194		△573	

(4) 収支の状況

弓道場の令和4年度及び令和5年度の収支状況は、第4表のとおりである。

令和4年度の収入決算額は1,087,187円で、このうち利用料金の収入は956,680円で収入総額の88.0%を占め、参加費や大会運営費等の自主事業による収入は38,500円で収入総額に占める割合の3.5%であり、スポーツ協会からの補助金は90,000円で収入総額に占める割合の8.3%となっているが、指定管理委託料の支払いは受けていない。

また、支出決算額は874,971円で、その内訳は人件費（指導員謝礼）204,600円、消耗品費（光熱水費等）508,397円、通信運搬費59,584円、事務費66,000円、租税

公課費 36,390 円で、支出総額に占める割合はそれぞれ 23.4%、58.1%、6.8%、7.5%、4.2%である。

なお、収支決算額については、212,216 円の黒字となっている。

次に、令和5年度の収入総額は1,058,873 円で、このうち利用料金の収入は974,870 円で収入総額の 92.1%を占め、参加費や大会運営費等の自主事業による収入は 84,000 円で収入総額に占める割合の 7.9%となっているが、指定管理委託料の支払いは受けていない。

また、支出総額は 833,453 円で、その内訳は人件費（指導員謝礼）223,200 円、消耗品費（光熱水費等）482,107 円、通信運搬費 78,346 円、租税公課費 49,800 円で、支出総額に占める割合はそれぞれ 26.8%、57.8%、9.4%、6.0%である。

なお、収支決算額については、225,420 円の黒字となっている。

【第4表】収支決算状況

(単位：金額・円、率・%)

項 目		令和4年度		令和5年度	
		金額	構成率	金額	構成率
収入の部	利用料金収入	956,680	88.0	974,870	92.1
	自主事業収入等	38,500	3.5	84,000	7.9
	スポーツ協会補助金	90,000	8.3	0	0.0
	雑収入・受取利息等	2,007	0.2	3	0.0
	指定管理委託料	0	0.0	0	0.0
合 計 (A)		1,087,187	100.0	1,058,873	100.0
支出の部	人件費（指導員謝礼）	204,600	23.4	223,200	26.8
	消耗品費（光熱水費等）	508,397	58.1	482,107	57.8
	通信運搬費	59,584	6.8	78,346	9.4
	事務費	66,000	7.5	0	0.0
	租税公課費	36,390	4.2	49,800	6.0
合 計 (B)		874,971	100.0	833,453	100.0
収支差引 (A) - (B)		212,216		225,420	

4 総 括

弓道場の指定管理者である「特定非営利活動法人 羽村市スポーツ協会」及び所管課について監査を行った結果、指定管理者選定及び指定に関する事務、協定書の締結に係る事務並びに公の施設の管理運営、会計経理等に関する事務、その他関連する事務事業は、関係法令に基づき、おおむね適正に執行されていると認められた。

また、所管課においては、指定管理者からの毎月の事業報告時に、事業の履行及び懸案事項を確認するとともに、必要に応じて適宜打合せを実施するなど、指導監督は適切に行われていた。

弓道場に指定管理者制度を導入した目的は、民間活力の導入による質の高いサービスを広く市民に提供し、市民の健康で文化的な生活の向上に寄与することにある。よって、弓道場の第6期の指定管理者に「特定非営利活動法人 羽村市スポーツ協会」

を指定し、管理運営させていることは、指定管理者制度を導入した目的が遂行されていると認められる。

なお、監査における個別の意見等は、以下のとおりである。

○指定管理者制度の導入効果について

弓道場に指定管理者制度を導入してから6期目を迎えた。指定管理者は協定書の「指定管理者の指定の意義」を踏まえ、市民のスポーツの普及振興を図るため、一般市民や中学生を対象とした初心者弓道教室を開催し、日本の伝統的な武道の一つである弓道の裾野を広げながら後世に引き継いでいくとともに、利用率の向上にも努められている。

市からの運営費として指定管理料を受けておらず、施設の利用料収入及び弓道教室等の事業収入により運営されており、利用者の指導については、弓道会の好意により、ボランティア同然の謝礼で行っている。

また、施設管理運営にあたっては、自主的に営繕を行い継続的に安定した管理運営がなされている。指定管理者がスポーツの普及振興に真摯に取り組むことで、本制度の導入効果が発揮されており、こうした地道な努力に対して敬意を表する。

○適正な事務の執行について

施設の利用料収入及び弓道教室等の事業収入について、出納関係帳票の会計記録の説明、処理手順について確認を行った際、利用料の収納や領収書の作成等の経理に関して一部適正とは言えない取り扱いが見受けられた。

金銭に関わることについては、経理担当を明確にし、定期的にチェックする機能を定めるとともに、指定管理者として説明責任を果たすことができるよう、記録の整備についても改善を望む。また、基本的な事務処理については、前例踏襲にこだわることなくリスク管理を行ったうえで、改めて見直し改善するよう努められたい。